

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会（第40回）

令和7年7月7日

1 日時 令和7年7月7日（月）10時00分～11時34分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子、山下 東子（以上8名）

（2） 関係者

ソフトバンク株式会社（技術企画管理本部 技術企画推進統括部 技術渉外部 制度企画推進課 課長 村岡 大輔）、フリービット株式会社（インフラ事業本部 本部長 高橋 研）、楽天モバイル株式会社（政策渉外室長 小田 祐己）、Coltテクノロジーズサービス株式会社（Head of Regulatory and Compliance (Asia) 七澤 陽子）、KDDI株式会社（コア技術統括本部 技術企画本部 技術企画部 エキスパート 前野 貢士）、株式会社NTTドコモ（接続推進室 室長補佐 夏目 基）、NTTドコモビジネス株式会社（リーガル&リスクマネジメント部/リスクマネジメント部門 部門長 鎌田 理之）、NTT西日本株式会社（ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門 部門長 大塚 泰士）、NTT東日本株式会社（ネットワーク事業推進本部 設備企画部 コミュニケーションサービスクリエイティブセンター長 伊藤 努）

（3） 総務省

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

（4） 事務局

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

【相田主査】 それでは、皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第40回会合を開催いたします。

本日は、石井委員が御欠席となっており、藤井委員は途中参加、猿渡委員は途中退席と伺っております。

また、本日は、前回会合において示された検討事項ごとの論点（案）について関係者ヒアリングを行うため、関係する電気通信事業者9社の皆様にも御出席いただいております。

それでは、まず、事務局より、開催に当たっての御説明をお願いいたします。

**【事務局】** 事務局でございます。まずは、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、設定の変更をしないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際は、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続をお願いいたします。

その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡いただければ、対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。議事次第に記載されておりますとおり、資料40-1から40-8及び参考資料1の計9点となっております。

事務局からは以上です。

**【相田主査】** 資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題(1)は関係者ヒアリングでございます。前回会合において、検討事項ごとの論点（案）が示されました。その内容について、事業者の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

各社から御意見をいただいた後、まとめて意見交換の時間を取らせていただきたいと思っておりますけれども、論点等が多いため、意見交換の際は、論点1から3の認定基準の関係まで

と、論点4から6の卸元事業者への義務づけ関係及びその他に分けて意見交換を行いたいと考えております。

それでは、ヒアリングに移りたいと思います。

まず、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンク、村岡でございます。本日は、このような機会を設けいただきましてありがとうございます。

では、早速ですが、ソフトバンクの意見について、資料に沿って御説明させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。まず最初に、弊社の基本的な考えというところになりますが、下の絵で示しているとおり、卸元、卸先、再販先と多くの事業者が多段的な構造になっております。その中で、一部の利用者の中に詐欺グループが存在しているというところを理解しております。大多数の正規の事業者が活動を行っているというところもありまして、あまり複雑な運用になってしまうというところは解釈の違いであったり形骸化を招いてしまって、実効性も薄まってしまわないかなというところを懸念しているところでございます。そのため、運用負担というところは最小限にしつつ、明確で分かりやすいルールが策定されることを弊社としては願っているというところでございます。

では、次のスライドをお願いします。ここからは、各論点における項目につきましての弊社のコメントというところになります。

まず、1番目です。規律の対象となる電気通信番号の種別に関しましては、詐欺に利用された番号の大半が固定、特定IP、携帯電話であるところから、これらの番号種別を対象とするところに、特に異論はございません。

また、特殊詐欺に利用される電話番号の種別につきましては、今後もその動向も確認しつつ、必要に応じて制度や対象範囲の見直しといったところも継続的に実施していくというところが重要だと考えているところでございます。

では、次のスライドをお願いいたします。続いて2点目になります。申請者の役務継続性を審査するための審査書類というところになりますが、こちらは、総務省様より御提示いただいております事業計画、需要見込み、資金計画等を対象とすることに、特に異論はないと考えているところでございます。

続きまして、3点目です。提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件といったところになりますが、こちらにつきましても、窃盗罪で処罰された者や、認

定取消しを受けた法人の役員を排除対象とすることについて、特に異論はないと考えております。

ただ一方で、これらの者が不正行為にどの程度関与していたかにつきましては、個別の事実関係を丁寧に確認しつつ、適切な判断が行われることがよいと考えているところでございます。

続いて、4点目です。役務の継続性があると認められる基準につきまして、事業の継続性を6か月とする、電気通信番号使用計画の認定を受けていること、あとグループ再編等による新会社設立、役員の中に一定の従事者があるというところに置かれる基準については、特に異論はないと考えているところでございます。

続いて、5点目です。役務の継続性の確認義務というところでの番号数につきましては、上限を50番号以下にするというところには、特に弊社からのコメントはございません。

続いて、6点目です。卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法というところで、まず、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無につきましては、事務局よりいただいた案の中でももちろんよいと考えているところではあるんですけども、卸元事業者の電気通信番号使用計画の確認方法につきましては、現在も電気通信番号計画第2の5(1)の確認に「公表された情報」というところも弊社としては確認しているところでございます。こういった確認の方法もオーケーとしていただきたいというところと、卸元事業者は各自独自の審査も行っていると思いますので、そういったところも許容していただくように御配慮をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、認定の番号、種別といったところの様式を書くといったところは、特に異論はございませんというところになります。

続きまして、先ほどの履行方法の続きのところ、②卸先事業者の役務継続性の確認といったところになります。こちらはa、b、c、dという御提案を受けておりますが、こちらにつきましては、特に異論はないというところになります。

次のスライドをお願いします。最後、その他といったところになりますが、こちらにつきましては、みなし認定事業者を含む全事業者に対して卸元事業者名を報告するといったところになるかなと思っておりますが、こちらにつきましても特に異論はないというところになります。

本日の私からの説明は以上となります。

**【相田主査】**      ありがとうございました。

続きまして、フリービット株式会社様から御説明をお願いいたします。

【フリービット株式会社】 フリービット、高橋です。本日はよろしくをお願いいたします。

では、フリービットから説明します。検討事項の御回答からさせていただければと思います。

次のページをお願いいたします。まず、認定基準の追加関係に関しましての当社の意見です。1番目の規律の対象となる電気通信番号の種別に関して、固定、IP電話、音声通信にすることに関しては賛同いたします。特に異論はございません。

2番目の申請者の役務継続性を審査するための申請書類に関しても、需要見込みや資金計画などを審査することについても賛同させていただきます。

3番目の提供する電気通信役務が詐欺などに利用されるおそれが高い要件として、処罰された者とかを規定することに関しても賛同いたしますということで、この3点に関しては全く異論がない形となっております。

次のページをお願いいたします。4番目の役務の継続性が認められる要件、6か月間のサービス提供を行っているというところが確認できる場合に関して、要件として認めることに関しても賛成させていただきます。

次の継続的に行われるというものに関しても、同じように電気通信番号使用計画の認定を直接受けている、役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合に対しても賛同させていただきます。

また、上記に加えて、上場企業や大企業とSIM販売等の契約を締結している場合や、我々のお客様で、ここで言う6か月未満の事業者の事業継続性がないお客さんの中でのパターンが、ほかのMVNOや、キャリアさんの販売代理店や取り次ぎを別な個人事業主としてやっていたと、またはその会社に社員として所属していたという会社さんがいらっしゃいますので、そういったところの過去の経歴あるということも要件として加えたほうがいいかなと考えております。

また、6か月間の事業規模についても、数千円でも数万円でも本当にいいかというところの何か明確な基準があったほうが各社の動きがそろうのではないかなということも意見として表明させていただきます。

次をお願いいたします。5番目の役務、通信番号の適用除外になる提供番号数について、50番号程度とすることに関しては賛同いたします。

また、次、6番目、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無に関しては、認定証

の提示を受けるということはこちらのほうで確認可能だと思いますので、意見として賛同させていただきます。

あと、②の卸先事業者のサービス継続期間が確認可能な契約書や請求書というところをPDFで提示を受けることは可能だと思いますけども、契約書とかサービスの支払いというところは、なかなか企業情報ということで出したがらないお客さんがいますので、ある程度黒塗りで提出されることも可能という形にさせていただきたいというところです。

当社に関しては、信用調査会社からの調査結果で決算が一定回数あるところに関してはそのまま事業継続性があるということで判断させていただいていますので、そういったことも基準の中に入れていただければと考えています。

次のページをお願いいたします。総務省から直接認定を受けている電気通信番号使用計画の認定証は、PDFで提示を受けることが可能であると考えております。

また、グループ再編や新会社が設立された場合に親会社との関係が証明できるということも、PDFで提示を受けるということは可能だと思います。

また、役員の中にかつて電気通信事業者にいた者がいるということに関しても一般的には提示可能だと思いますけども、登記簿謄本に載っていない人が大宗を占めるとおそれますので、これも先ほど言った、そこに所属していた社員であったりとか個人事業主であったりということも考えられますので、職務経歴書の提示とかでもカバーできるような形で検討いただければと思っています。

また、省令・告示などに関して、必要な見直しを検討することに関しても賛同いたします。制度そのものに対して、見直しを随時検討していくことが必要であると考えています。

以上が当社の意見となります。

**【相田主査】** ありがとうございます。

続きまして、楽天モバイル株式会社様から御説明をお願いいたします。

**【楽天モバイル株式会社】** 楽天モバイル株式会社、小田です。本日は御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。資料40-3にて弊社の考えを御説明させていただきます。

3ページ目をお願いします。認定基準の追加関係について申し上げさせていただきます。まず、論点1の規律の対象となる電気通信番号の種別につきまして、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号とする点につきまして、当社から異論はございません。

論点2の申請者の役務継続性を審査するための申請書につきまして、特殊詐欺等の犯罪防止の観点から、審査の重要性は認識してございます。一方で、申請者にとって過度な負担にならないよう、提出様式や記入要領等の整備並びに審査基準の明確化等の負担軽減措置を御検討いただきたく考えております。

続きまして、記載はないですが、3番の提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件につきましても、事務局案に異論はございません。

次のページをお願いいたします。卸元事業者への義務づけ関係です。まず、論点4の役務の継続性があると認められる基準につきまして、事業継続期間の基準を6か月とする点につきまして、異論ございません。

また、事業継続期間によらず役務継続性があると判断できるその他の要件として例示いただいたものについても異論ございません。

加えまして、グループ企業での事業実績や従事経験者との人的つながりを持たない、新規参入事業者とか海外事業者等の参入を過度に抑止しない観点からは、役務継続性の前提となる財務基盤を示す客観的な指標として、「事業者が一定の資本金を有している場合」というものを、事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件として追加することを当社から提案させていただきます。

5ページ目をお願いいたします。続きまして、論点5、役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数について御説明させていただきます。役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数を制限すること、またその基準を50番号とすることにつきまして、異論ございません。

次のページをお願いいたします。続きまして、論点6の卸電気通信機を提供する際の確認義務の履行方法につきまして、御説明させていただきます。

卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定有無並びに役務継続性の有無の確認を、論点(案)に示された方法で卸元事業者が履行することにつきまして、異論ございません。

また、論点(案)4で提案させていただきました事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件に、事業者が一定の資本金を有している場合を追加する場合においては、その確認方法として登記簿謄本のような事業者が一定の資本金を有していることを証明する書類の提示を受けることを、こちらにも追加いただく必要があると考えてございます。

次のページをお願いいたします。7ページ目です。その他ということで、最後に残った論

点について御説明させていただきます。卸元事業者と卸先事業者の関係性を把握する目的において、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることを電気通信事業報告規則に定めることについて、当社より異論ございません。

当社からの御説明は以上です。

**【相田主査】** ありがとうございます。

では、続きまして、C o l tテクノロジーサービス株式会社様から御説明をお願いいたします。

**【C o l tテクノロジーサービス株式会社】** C o l tテクノロジーサービスの七澤でございます。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。

当社資料の説明をさせていただきます。認定基準の追加関係に関しまして、まず、1項目め、規律の対象となる電気通信番号の種別でございますが、事務局案に賛同いたします。

続きまして、2項目め、申請者の役務継続性を審査するための申請書類でございますが、こちらも事務局案に賛同いたします。なお、変更認定申請時については、役務継続性の審査は免除されることが適当と考えますので、この点を法令上明確化いただけますよう、御検討をお願いできればと存じます。

3項目め、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件でございますが、こちらも事務局案に賛同いたします。

続きまして、卸元事業者への義務づけ関係に関しまして4項目め、卸先事業者の役務継続性があると認められる要件でございますが、事務局案に賛同いたします。

また、当社は外資系企業でございまして、国外にある弊社グループ会社との取引がある事業者が新規に国内で法人を設立し、電気通信事業を開始するケースが想定されます。このようなケースにおいて、国外での6か月以上の取引実績を、事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件に追加いただきたく、御検討をお願い申し上げます。

続きまして、5項目め、役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数でございますが、事務局案に賛同いたします。制度悪用を防ぐ観点からも、事業者の判断で提供番号数に関わらず確認を行うことで番号の犯罪利用防止に資することが可能だと考えております。

続きまして、6項目め、卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法でございますが、こちらも事務局案に賛同いたします。4項目めで申し上げました国外取引実績がある新規参入事業者につきましては、国外親会社等との関係を確認することを履行方法として追加いただくことの御検討をお願いできればと考えております。

また、認定証に関しまして、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報を含めた形式に見直していただくことが適当と考えております。

7項目め、その他につきまして、弊社からの特段の意見はございませんが、みなし認定事業者を含む全事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることに異論はございません。

弊社からは以上でございます。

【相田主査】      ありがとうございました。

では、続きまして、KDD I 株式会社様から御説明をお願いいたします。

【KDD I 株式会社】      KDD I 株式会社の前野です。このたびは、弊社の見解について発表させていただく機会を御提供いただきまして、ありがとうございます。前回合合で事務局様よりお示しいただいた論点について、弊社の考えを述べさせていただきたいと思いません。

まず、1点目の規律の対象となる電気通信番号の種別ですが、こちらについては、事務局案に対して異論はございません。

次のスライドをお願いいたします。続きまして、役務継続性を審査するための書類ですが、こちらも、こちらについても事務局様の御提案いただいた案に異論はございません。ただ、資金計画等については、上場企業等によっては株主に提供している情報以上のもの、決算報告書といった有価証券報告書等以上の情報を出すということが結構難しいと思いますので、こういった書類等公開済みの情報をもって確認するといったことも検討いただければと思います。

次のスライドをお願いします。続きまして、3点目、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件というところです。こちらについては、事務局様の案に異論はございません。

次のスライドをお願いいたします。4点目です。役務の継続性があると認められる基準といったところで、こちらの期間について、6か月といったところに関して異論はございません。また、その他の要件につきましても、事務局より提示いただいた案について異論はございません。ただ、その他の要件において「一定の事業実績」とか「一定の従事経験」といったところで記載いただいているんですけど、この辺りが各事業者側の判断によってぶれることがないように、ある程度定量的な基準を定めていただくことをお願いさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。次は、役務の継続性の確認義務の適用外となる番号数

についてですが、こちらについては、御提示いただいた50番号以下で異論はございません。

続きまして、6点目です。卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法といったところで、①の卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無に関しては、事務局案に対して異論はございません。

②の卸先事業者の役務継続性の有無の確認方法についても、事務局案に異論はございません。ただ、こちらについて、例えばdの従事経験に関しましては、離職前の会社で役員等になっている場合はこういった対外的な資料等が提示できるんですが、それ以外の場合において職務を証明する書類、例えば離職票みたいなものがございましたら、こういったものも有効になるのではないかと考えております。いずれにしましても、どのようなものがこれに該当するかといったところの考え方とか具体例を明確にさせていただくことを希望させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。その他に関しまして、事務局様の御提案いただいた案に異論はございません。

弊社からの意見は以上になります。

**【相田主査】** ありがとうございます。

では、続きまして、株式会社NTTドコモ様から御説明をお願いいたします。

**【株式会社NTTドコモ】** NTTドコモの夏目と申します。今回、このような機会をいただきましてありがとうございます。

それぞれ、認定基準の追加、卸元事業者への義務づけ、その他について御説明させていただきます。

まず、認定基準の追加については、電気通信番号の適正な使用であったりだとか、今回は犯罪利用対策ということが目的だと思っておりますので、認定基準を追加することについては賛同いたします。

一方で、役務継続性を審査するための書類等については、提出済書類を審査書類として代替可能にするなど、事業者に過度な負担にならないように整理していただきたいと思えます。

それぞれ、1、2、3について御説明させていただきます。1番の規律の対象となる電気通信番号の種別については、事務局案において特に異論はありません。

2番の事業者の役務継続性を審査するための審査書類についても、事務局案に異論はないんですが、一部、希望させていただけるのであれば、既に番号指定を受けている事業者が

変更申請を実施する際の申請書類については、これまでの事業実績等を踏まえて簡素化する等の配慮をいただきたいと考えております。

3番、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件に関しては、事務局案に対して異論はございません。

次のスライドをお願いいたします。卸元事業者への義務づけのところについても、先ほどと同じように事務局案において賛同いたします。

一方で、新たに卸契約を締結する場合で、特にみなし認定事業者については事業の継続実績等がないということがありますので、確認方法については慎重に検討する必要があるのではないかと考えています。

それぞれ個々に説明させていただきます。4番、役務の継続性があると認められる要件、事業継続期間は6か月とかその他の要件については、この要件を確認するという点について、特に異論はございません。

5番、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数についても、方向性について、特段異論はございません。

6番、確認義務の履行方法のところについては、事務局案に賛同するものの、少し追加で御検討いただきたいなという部分について触れております。既に卸契約を締結済の事業者、そうすると6か月なのかどうなのかという判断ができますし、直接番号を認定されているということがその他の要件に書かれていますので、番号認定をされている事業者であれば、特に4項のaまたはbに該当すると思いますので、確認自体は比較的容易なのかなと思っています。

一方で、新たに卸契約を締結する場合で、特にみなし認定事業者の場合は、4項のその他の要件に必ずしも当てはまらないケースもあるのではないかなと思っていますので、その辺の要件だとか、その場合の確認方法については少し整理が必要なかなと思っています。具体的には、我々がちょっと思っているのは、弊社が特にMVNOさんと卸契約する際には財務状況の審査、信用機関等の信用評価等も含めてですけど実施しているので、その際のスキーム等を活用できないかというようなことを少し考えております。その他のところで、事務局案において卸契約更新時に卸元事業者として義務化されること自体は異論はないですが、少し具体的にすると、真ん中に絵が描いてありまして、これはMVNOの例ですけど、卸元事業者、特に我々のようなMNOは、卸先事業者、これは一般的に1次MVNOと呼ばれますが、ここと卸契約をいたします。卸先事業者（1次MVNO）は、配下の卸先事業者

(2次MVNO)との間で卸契約を締結しているというのが実態だと思いますので、1次MVNOに対してはMNOにおいて確認を行い、2次MVNOについては1次MVNOが確認を実施するという事で多段で確認していくことが必要になるのかなと思っています。こうすることでしっかり確認できていくのかなと思いますし、特にMNOから1次MVNOに確認するときには、ガイドラインの中で事業計画等に係る聴取範囲も明確化されているということもありますので、その確認の仕方については幾つかコメントが出ていたけれども、どういう形でやっていくのかという基準みたいなものについて、整理していくのかどうなのかも含めて注意が必要なのかなと思っています。

NTTドコモからの説明は以上になります。

【相田主査】 ありがとうございます。

では、続きまして、NTTドコモビジネス株式会社様から御説明をお願いいたします。

【NTTドコモビジネス株式会社】 NTTドコモビジネスの鎌田です。弊社は7月1日から、NTTコミュニケーションズからNTTドコモビジネスに社名を変更させていただきました。ちょっとまだ耳慣れないところもあるかと存じますけれども、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の2ページ目をお願いいたします。認定基準の追加の関連ですけれども、規律の対象となる番号の種別、それから役務継続性を審査するための申請書類、それから3点目、電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件についての基準に関しまして、事務局案に賛同いたします。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。卸元事業者への確認の義務の関連ですけれども、まず、事業継続期間6か月を基準とすること、それから電気通信番号使用計画の認定等の事実確認をもって役務継続性の確認とすることにつきましては賛同いたしますが、③の新規参入事業者についての役務継続可能性について、こちらのほうは100%確実な確認方法というのはなかなか難しいかとは思いますが、大企業のグループ会社等の組織再編等による新会社の確認というのは事務局案のとおりで賛同いたしますが、特に役員の業務経歴等からの業務継続性の確認というところは、その役員の方の経歴等々、大企業に勤めていらっしゃったからといって新しい企業体、あと新規参入事業者のほうの役務継続性の確認に足るかどうかといったところはいろいろな様々なケースがあるかと思うので、有効性や正当性については検討が必要なのではないかなと考えております。

一方で、それに代わる案としては、通常のビジネスの場面においては、新規のお取引を開

始する際には与信調査等といったものも行いますので、こちらも与信調査で必ずしも事業の継続性の確認が100%できるというものではないんですけれども、広くビジネスのシーンで使われている手法でもございますので、こちらを一例として検討を深められるのはいかがでしょうかと考えております。

次のページをお願いいたします。続いて、確認の適用対象となる番号数50番号以下というところは、事務局の案に賛同させていただきます。

それから、6番の義務の履行方法に関しまして、①卸先事業者様の使用計画の認定証、または電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者の登録証等の確認には賛同させていただきます。

次の6ページ目をお願いいたします。先ほどありました項番4の論点にありましたa、b、c、dの確認項目につきまして、a、b、cにつきましては事務局案に特に異論はございませんが、dの役員の経歴の確認につきまして、先ほども申し上げましたとおり実際の営業プロセス等々も考慮しますと、例えば与信調査といったものを代替として活用するという案も、一つ検討いただければと考えております。

最後、8ページ目になりますけれども、その他、様式の見直し等につきましては、事務局の案で賛同させていただいております。

御説明は以上になります。

**【相田主査】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社様から御説明をお願いいたします。

**【NTT西日本株式会社】** NTT西日本の大塚でございます。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。NTT東日本・西日本の意見について、御説明させていただきます。

まず、1点目について、対象とすべき電話番号については、記載のとおり番号に対して認定基準を適用することに対して賛同いたします。

続きまして、2点目の申請者の役務継続性を審査するための申請書類についてでございます。こちらは、確認の対象は新たに電気通信番号使用計画の認定を受ける事業者が対象であり、既存事業者は対象外と認識しております。その場合に、新規参入事業者の認定においては、善良な新規参入事業者へ過度な障壁とならないような仕組みが必要であると考えてございます。また、本認定のために提出する事業実績であったり、今後の事業計画等の情報

は事業運営の根幹に係る事項でありますので、開示請求などの場合においても貴省限りとしていただくような配慮が必要であると考えてございます。

次のページをお願いいたします。3点目でございます。電気通信番号使用計画の認定証は、卸元事業者において卸電気通信役務を提供する際の確認に用いることから、認定基準については、実効性のある、より明確な基準が必要であると考えてございます。その上で、欠格事由の対象は過度に広範とならないよう、特殊詐欺に係るものに限定すべきと考えてございます。

次のページをお願いいたします。4点目でございます。役務継続性の確認期間について、善良な新規参入事業者の障壁とならないよう、過度に長期間の実績を求める設定とならない必要があると考えてございます。また、役務継続性があると見込まれる要件の設定については、過度な障壁とならないよう御配慮いただければと考えてございます。

次のページをお願いいたします。5点目の適用除外となる提供番号数についてでございます。犯罪利用を抑止するという観点から、提供番号数の上限については可能な限り少ない数に設定すべきと考えてございます。一方で、卸先事業者においては50番号未満の提供にとどまるケースはまれであると考えられるため、実質的に全ての事業者に対して役務継続性の確認が課されることと想定しております。

上記に加えて、提供番号数の上限数にとどまるように卸電気通信事業を営むということには卸元・卸先事業者双方に運用上の困難があると想定しておりますので、当社としては役務継続性が確認できた事業者に対して、電話サービスの卸役務提供を実施すると考えてございます。

次のページをお願いいたします。確認義務の履行方法についてでございます。1点目の①の卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法に関しまして、認定事業者は電気通信番号使用計画の認定証、みなし認定事業者は標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業の届出証に基づき、番号使用計画の認定の有無を確認する方式であれば実施可能であると考えてございます。

次のページをお願いいたします。②の事項でございます。卸先事業者の役務継続性の有無を確認する方法について、貴省にて御検討いただきました各確認項目についての当社の認識は下記の表のとおりでございます。賛同しているa-cいずれかを満たした際に、役務継続性が有ると判断することに賛同いたします。

なお、卸先事業者に対し、必要な文書等の提示が義務であることを省令等に明記する旨、

御検討いただければ幸いです。

また、論点 a で示されました契約書などの提示は、卸先事業者の業務実態の把握として有効な手段である一方、契約先の同意なく他社である卸元事業者に開示することは通常困難であると考えられるため、役務継続性の有無の確認のために卸元事業者へ提供いただく文書は公知の情報から定めていただきたいと考えてございます。

最後のページになります。その他の事項として、省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行うことに賛同いたします。具体例として示されております、みなし認定を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることに賛同いたします。

NTT東日本・西日本からの説明としては以上になります。

**【相田主査】** どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。先ほど申し上げましたように論点 1 から 3 の認定基準の関係と、論点 4 から 6 の卸元事業者への義務づけ関係及びその他に分けて行いたいと思います。

論点 1 から 3、認定基準の関係につきましては、ただいまいただきましたプレゼンでおおむね各事業者様とも事務局案に御異論がない方向性であったかと思いますが、まず、この論点 1 から 3 につきまして、各社への質問ですとか御意見等がございます構成員の方は、チャットに記入いただければ私から順次指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、マイクをオンにして直接お声かけいただいても結構でございます。いかがでございましたでしょうか。

それでは、山下先生、お願いいたします。

**【山下専門委員】** ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

1 から 3 のところで言いますと、例えば申請書の中にいろいろ書き込むと営業の秘密に抵触するので出たくないとか、株主に公開している情報以外は出しにくいというようなお話があったかと思いますが。私も両方の面があるだろうと。確かに特に電気通信関係のビジネスというのは非常に新規のものがあるので、これを例えば卸元に出したくないということがあるかもしれませんが、一方で、それを隠れ蓑にして犯罪的な行為が行われるという可能性もあるのではないかと思います。ここの切り分けをどのようにすればいいのかという、よい点というのでしょうか、閾値があるのであれば、どなたか教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、特にKDDI様からだったと思うんですけども、上場企業は公開し

ているもの以上出すのは難しいとおっしゃったので、そうすると、例えば非上場の企業は何も公開していないわけですがどこまで公開するのかと。上場企業と非上場企業で公開する基準が変わってくると上場企業が有利になって、非上場企業が逆に言うと不利になるのではないかと思ったのですが、これについてはKDDI様に御質問を申し上げたいと思いました。

以上です。

【相田主査】 それでは、まず、KDDI様、今の後半のものについてお答えいただけますでしょうか。

【KDDI株式会社】 御質問ありがとうございます。上場企業に関しましては、株主という目があるというところもあって、それそのものが犯罪行為とかそういったものをしていくと株主の目とか市場からの目という監視がありますので、そういったところで抑止力が働くのではないかなと考えております。お答えになっておりますでしょうか。

【山下専門委員】 ありがとうございます。上場するか否かというそもそもの企業の判断は、自分が犯罪をしていないことを客観的に見てもらうためではなくて、多分それ以外の要素があるのだと思います。例えば非常に大きな会社でも、例えば買収されたりするのが嫌だとか、そういうことがあって上場しないという判断をすることがありますが、それは必ずしも犯罪をいつかやろうという、そういう気持ちで上場しない、公開しないというわけではないと。そういう意味で、別の経営判断により上場するか、非上場とするかを決めたのに、それをこちらに流用することは、果たして非上場企業に対して公平なのかという、そういう気持ちがあって質問を申し上げたという次第です。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、前半のほうの何かいい知恵はないかということについて、お答えいただける方はございますでしょうか。

事務局のほうから、何かその件についてコメントはございますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。

山下先生に御懸念いただいたところ、取扱い注意の情報などをどこまで出していけるかというところなんですけれども、今御議論いただいている1から3の論点のところ、総務省に出していただくときの書類としては、行政側としてはしっかり取扱いにも注意しますし、そういった形でなるべく事業の継続性とかが分かるものはお出しいただきたいかなと考えてございます。

他方で、後半でまた御議論いただく卸元が卸先に確認するときに出していただく書類というのは、御指摘いただいたように少し経営上に係るものというのは一定程度含まれてしまうかもしれませんので、そこは一部のプレゼンの方からもありましたが黒塗りを認めていただくとか、そういったところの御要望を踏まえて、ガイドラインなどを想定するときに、こういったところまでは黒塗りにして出していいというところは、制度を設計する際に事務局側でも留意して検討していきたいと考えています。

【相田主査】 山下先生、これでよろしいでしょうか。

【山下専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 それでは、続きまして、森先生、お願いいたします。

【森専門委員】 御説明ありがとうございました。様々なこちらからのお願いについて、一つ一つ御丁寧に御検討いただいたと思います。

NTT東日本・西日本さんにお尋ねいたしますが、2ページです。欠格事由のところですが、ここで明確な基準が必要であるということと、特殊詐欺に係るものに限定すべきという御趣旨ですけれども、明確なほうはもちろん必要だと思うのですが、特殊詐欺に係るものということは、従前特殊詐欺に関する何らかの犯罪を行っているという、そういう御趣旨で特殊詐欺に係るものと書いていただいているということでもよろしいでしょうか、御確認いただければと思います。

【相田主査】 それでは、NTT東日本・西日本様、いかがでしょうか。

【NTT西日本株式会社】 NTT西日本の大塚でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

御指摘いただいたとおり特殊詐欺に関するものに限定するというので、御質問いただいたとおりの認識でございます。

【森専門委員】 なるほど。罪名等については、特に詐欺に限るとか、そういうことではないということですか。

【NTT西日本株式会社】 御認識のとおりでございます。

【森専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 よろしいでしょうか。

では、続きまして、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 大谷でございます。御説明を丁寧にいただきまして、ありがとうございました。

質問というよりはコメントのようなものなのですが、たしかNTTドコモビジネス様、そのほか幾つかの企業様から変更の申請の際の手續の簡素化あるいは省略ができるのではないかと御意見を頂戴していたと思っております。これは役務の継続性の確認審査のところの部分です。私自身も実績がある程度ある事業者についての変更の申請ということになりますので一定の簡素化はできると思っておりますけれども、やはり完全に省略まではできないのではないかと思います。実績のありそうな事業者の体をなして企業を乗っ取るなど、犯罪に関与しようとするところは様々な手段を使ってくると思っておりますので、それを簡易なチェックで見破る手續を定めておくことも必要ではないかと思っております。質問というよりはコメントとしてですが、変更認定の場合の手續というのもクリアしておく必要があると思っております。それは一定程度簡素なものであって、ただし悪質な事業者をチェックすることができるようなものとして定める必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

ただいまは御意見ということですが、何かこれに対してコメントされたい方はおいでになりますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。大谷先生、ありがとうございます。御指摘いただいた点、複数社からもいただいている変更申請のところについては、一定程度事業の継続性というのが確認できる場合も多々あるかと思っておりますので、他方、完全に全くチェックしないということにするのかどうかは、御指摘いただいたように悪用するような人間が出てこないとも限りませんので、今後御意見を取りまとめていく中、また今後の省令改正などで細かく規定していく中で、なるべく簡易なチェックになるようにということを心がけて検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【相田主査】 それでは、続きまして、後半の論点4から7、卸元事業者への義務づけ関係及びその他ということに関しまして御質問、御意見等がございます構成員の方は、またチャットに記入いただければと思います。

それでは、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。

まず、ソフトバンクの8ページ目のところで、認定証の提示が手間という理由がよく分かっていなかったのですが、教えていただけますでしょうか。写しとかを提出するのであれば全然

手間ではないような気がします、なぜそれを避けようとするのか、その根拠が分かりませんでした。

あと、ほかの全てのところに対してなんですが、これは前回の委員会で聞いても納得のいく回答は得られなかったのも、もし知っていれば教えていただきたいのですが、大体数十から数百程度の非常に少ない番号で事業をやっている人たちで善良なサービスをやっている人たちというのは、具体的にどのようなサービスをやっているのかというのを御存じであれば教えていただきたい。転送電話がその一つであるということですけど、転送電話だけなのか、それ以外にもあるのかというところで、知っていれば教えていただきたいです。

以上です。

**【相田主査】** それでは、まず、ソフトバンク様、認定の確認につきまして、お答えいただけますでしょうか。

**【ソフトバンク株式会社】** ソフトバンクの村岡でございます。

弊社なんですけれども、申請を実際に投げってくる事業者様というのが結構多いというところがございます。それが半年に直すと数百ぐらいの数が届いてきているというところになるんですけれども、こういった認定証を出してくれないということもひょっとしたらあるのではないかなというところもあって、かつクイックで審査はある程度しなければいけないというところもあるので、運営負担を緩和するために、こういった公開されている情報で確認するといったところも一つあるのではないかなと考えているところがございます。

また、弊社の与信審査というところも並行して行っておりますので、そういったものの中で審査を吸収するといったところも一つのやり方ではないかなと考えておりますので、こういったところも踏まえて運用の負担軽減というのを御検討いただきたいというところになります。

以上です。

**【相田主査】** ありがとうございます。

後半の御質問につきましては、NTT東日本・西日本様からは実際にそういう50番号以下でやっていらっしゃる事業者さんはほとんどいらっしゃらないだろうというようなお話だったんですけれども、何かそれについて補足いただけることはございますか。

**【NTT西日本株式会社】** NTT西日本の大塚でございます。

弊社のほうで把握している提供回線数が50回線以下の小規模事業者様というのは、おおよそざっくり1割程度というような状況でございます。そちらのお客様の業種は非常に

多種多様でございまして、具体的に一例を挙げるとすると、例えば新電力というようなお客様であったり、あとは情報処理サービス業、いわゆるコンサルティングも含めたそういうところのお客様というのがおられるというような実情でございまして。

また、その卸先事業者様が転送役務提供を実施しているかどうかについてですが、こちらは弊社のほうでは情報を持ち合わせていないというのが現状でございまして。

以上、回答になってございますでしょうか。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかの事業者様でも、そういう50番号未満の卸先事業者について何か情報提供いただける方はおいでになりますでしょうか。

猿渡先生、よろしいでしょうか。

【猿渡専門委員】 結局、たくさん電話をかけまくる営業をする会社がそれだけたくさんの番号、50とか数十ぐらいを要求するという理解でいいのですか、そのイメージがまだ全然湧かないのですが、どうなのですか。相田先生の理解でも構わないのですが、そういう理解で一致していますか。

【相田主査】 ある程度そういう転送電話等でもって大規模にしようとする、50よりはたくさん要るんじゃないかということかなとは思いますが。

【猿渡専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 よろしいでしょうか。森先生、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。

それでは、私からはNTTドコモビジネスさんにお尋ねしたいのですが、4ページです。継続性要件の中で、事業継続期間によらずに継続可能性があるものと判断できる場合のところ、③のところですが、役員の中に、認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合ということをおっしゃって、これは人的リソースをそれなりに用意しているということでそういうものが入ってきていると思うんですけども、それについての御意見としては「必ずしも役務継続性と関連が深いわけではない」ということをお書きいただいているのですが、これはどのような御趣旨でしょうか。従事経験があるかどうかは役務継続性には関係がない、人的リソースとしてそれほど重要なものとは認められないということなのでしょうかと、あと、これは事業継続期間の評価を基礎づける事実ですので、どちらかというともければ多いほど過度な規制にはならないのではないかと思います、これがどうして駄目なのかなとちょっとおっしゃって、御趣旨を教えてください。

ます。よろしく申し上げます。

【相田主査】 それでは、NTTドコモビジネス様、御回答をお願いできますでしょうか。

【NTTドコモビジネス株式会社】 森先生、御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、従事経験者が役員にいらっしゃるかどうかというところは、人的リソースの確保の観点からは、もちろん経験者がいないよりはいたほうが良いというのは認識しているんですけども、主に6項のほうで御回答させていただいた確認のプロセス面での対応の難しさというところが先にあって、まずはそちらの営業の現場等での対応上の難易度というところが念頭にあって、この役員の経歴確認というところに少しコメントさせていただいたというのが正直なところではありますけれども、書かせていただいたように、本当の新規参入事業者で経験のある役員、過去に従事経験がある方がいる、いないというところで参入障壁になってしまうというのも、本来的に確認する方法の一つの手段としてはもちろんあると思うんですけども、別の方法等も取り得るのではないかと思ひましてコメントさせていただきました。

以上になります。

【森専門委員】 ありがとうございます。なるほど、手続とかもあるので、ほかも考えてくれというような御趣旨ですか。

【NTTドコモビジネス株式会社】 さようございます。

【森専門委員】 ありがとうございます。分かりました。

【相田主査】 では、私から重ねて確認させていただきますと、そうすると、これはdを置き換えるものというよりは、もう一つeとしてこういう信用機関の評価があることというのを付け加えるという認識でよろしいでしょうか。

【NTTドコモビジネス株式会社】 弊社としてはdを置き換えるほうで検討を深めていただければ幸いですという趣旨でコメントさせていただきましたけれども、今、森先生からも御指摘ありましたとおりdを否定するというものではございませんので、結果として別の項目を追加するという方向で検討を進められてもありがたいなと思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

森先生、よろしいでしょうか。

【森専門委員】 結構です。ありがとうございます。

【相田主査】 大谷先生、お願いいたします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。ちょうどdのところは話題になっておりましたので、質問というよりはこの点についてのコメントでございます。

ここで信用評価機関や格付機関などの第三者評価という評価方法について御提案いただいております、これはある程度有益な方法ではないかと私自身も思っております。経営的な基盤、それから財務基盤がしっかりしているという意味での信用の評価だけではなく、様々な情報が提供いただけることが期待できますので、事業の継続性、役務の継続性についての信頼できる指標になり得ると私自身も考えております。ただ、全ての信用調査がそこまでの内容を持つものではなく、加えて、どのような内容で契約するかによってその信用機関から得られる情報というのも限定されるということを考えますと、どの程度の信用調査であればそれを参考にしていいいのかといったことについての細目も明確にしていく必要があると思います。可能であれば、こういった評価指標というのを出しておくことも一考に値するのではないかなと思っております。

それから、教えていただきたいなと思っていたことが2点ございまして、1つは楽天モバイル様の資料の6ページに、一定の資本金と書いていただいておりますけれども、資本金というのは何か判断要素の一つになり得るとは思っておりますけれども、資本金というのは大体どのくらいであれば意味があるとお考えなのか、「一定の」と書かれていますが、実際、実務の中でどのように資本金の情報を扱ってこられているかについて教えていただければと思っております。

それから、2つ目の質問を続けてよろしければ、別の事業者、C o l tテクノロジーサービス様ですが、外国での取引実績というのを考慮する必要があるということで、この点については、国内、国外に関わらず、実績があればもちろん差し支えないと思っておりますけれども、外国での取引実績というのが全ての事業者にとって容易に確認できるということでもないと思っておりますので、どのような情報を基に役務の継続性の要件をクリアできていると見るのかといったことについて、少し詳しく教えていただければと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、まず、楽天モバイル様に関しまして、私からも重ねて質問させていただきますと、新規参入している事業者が通信事業専業であればあまり問題ないとは思っておりますけれども、例えば飲食店とかパチンコ店をこれまで経営していた事業者、企業が通信事業にも参入するというようなケースを考えたときに、今も大谷先生からもありました資本金の適正

性というのどうやって判断するのかということがちょっと難しいのではないかと思うのですけれども、楽天モバイル様の御意見をお聞かせいただけませんかでしょうか。

【楽天モバイル株式会社】      楽天モバイルです。

まず、資本金の具体的な金額感に関しては、一つ参考としては、中小企業基本法で言うところの中小企業の基準として、サービス業では5,000万円以下が中小企業であるということと定められていることの裏返しとして、逆に5,000万円を超える資本金をお持ちの会社さんはかなり資本としては厚いものがあるって、事業の継続性という観点では継続していけるのかなというところが見えるのかなと考えておまして、実際に実務上もそのぐらい資本のある会社さんは、すぐ潰れてしまうとかそういうことは基本ないのかなというように感覚的にも思っておりますというところではあります。それが1点目です。

それから、今、先生がおっしゃったところの異業種からの参入で既に資本蓄積がある会社さんに関してはどう考えるかというところに関しては、すみません、正直なところ、そういった観点で異業種から入ってくることはあまり、かつ非常に資本があるところに関して多くの事例を持っているわけではないのですけれども、逆にそういった一定事業経験があつて蓄積がされている会社さんが「電気通信事業で一丁特殊詐欺でもやってみるか」ということは通常考えられないのであって、だとすると、そういった異業種であっても資本を蓄積するだけの事業経験を積んでこられた会社さんというのは、その蓄積によって信用があると考えられるのかなと、そのように考えてございます。

以上です。

【相田主査】      ありがとうございます。

では、続きまして、C o l tテクノロジーサービス様、お願いできますでしょうか。

【C o l tテクノロジーサービス株式会社】      御質問ありがとうございます。当社と国外取引実績がある新規参入事業者についてですけれども、国外親会社等との関係方法につきまして、国外親会社の設立国によって公的書類等が異なる可能性がございますので、例えば会社のウェブサイト等で親会社等との関係が確認できること等を加えていただければ幸いに存じます。

【相田主査】      それでは、大谷先生、よろしいでしょうか。

【大谷専門委員】      御質問には御回答いただけたと思います。実際にウェブサイトでの確認というのができるケースというのは大丈夫なケースだと、間違いなくそういうように思っておりますけれども、全ての場合にそれができるわけではないので、それができなかった

場合にどうするのかといったことも含めて、国外の取引実績の判断の方法についてもクリアな基準を設けておく必要があると考えておりますので、コメントとして申し上げたいと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

では、続きまして、山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。私からは5のところでは1つと、6のところでは2つ質問があります。

5のところの50番号以下というところなんですけど、犯罪をしようという者が150とか200の番号が必要なときに、50ずつ4社に、4つの卸元、系統の異なるMNOのところにバツと同時多発で申請したらみんな、審査なしで通って150得られたとか、そういうことってあり得ないのかなというようにちょっと思ったので、これはどなたにというよりは、事業者の方から、それがあり得るとか、あり得ないということを教えていただければと思います。

あと、6番のところでは2つあるのは、1つは、昔従事経験があったという要件のところでは、KDDI様が役員ではない方について、離職票でもいいのではないのではないかとおっしゃっていて、私は、もしこれが有効ならばこれもいいのではないかと。というのは、事務局とお話ししていたら、前の会社に問い合わせして証明書をもらえばいいというようにおっしゃったのですが、離職するときって前職との関係が悪くなる方もいらっしゃるだろうし、そういうのって難しいのではないかなと思ったので、離職票というもので代えられるのだらいいなと思いましたが、それに現実性があるのかということです。

それからもう一つは、信用機関に委ねているんだとおっしゃったのがNTTドコモ様とNTTドコモビジネス様かと思うんですけども、信用機関に問い合わせると幾らか費用がかかるとは思いますが、そういう費用は会社全体で固定費で入っているものなのか、各々の会社で1件につき1万円かかるとかいうようになっているものなのか、1件につき1万円だったら、それを誰が負担するのかということを知りたいと思いました。

それで、例えばC o l tテクノロジーサービス様のようなケースですと、外国の会社に対する信用調査になるので、そういうことも同じように信用機関に問い合わせれば出てくるのかどうかということも併せて伺いたいと思いました。

以上です。

【相田主査】 最初の50掛けるの例につきましては、どうでしょうか。事務局のほうで何かそれについてコメントはございますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。

御指摘いただいた点は、まさにそういった制度の抜け穴みたいなところのお話だと思います。大変重要な御指摘ありがとうございます。現行の制度案ですと、確認義務というのは卸元事業者ごとに個別にやることになっているので、複数の卸元から、例えばA社、B社、C社からそれぞれ49とか50ずつぐらいもらってくるみたいなことをやろうとすると確認を免れてしまうという手法は完全に否定できるものではないということで、我々も認識はしてございます。今回の新しい法律の規律の導入によって今後こういう行為がどのぐらい出てくるのか、顕在化してくるのかみたいなところは、実態を踏まえて注視していきたいと考えています。

その上で、御指摘があったような手口で不正な利用が横行して顕在化してくるというような事態になるようであれば、この次の対策をまた検討する必要があると考えてございますので、具体には省令で定める50番号という基準そのものの見直しですとか、そういったものもまた中期的に検討課題になり得ると考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 では、続きまして、KDDI様、離職票に関連して何かコメントはございますでしょうか。

【KDDI株式会社】 コメントありがとうございます。特に追加のコメント等はないですけれども、全ての企業でこういった離職票みたいなものが出るのかというのは我々は分からないもので、こういったものを統一的に何が有効で、こういうものは駄目だよというような判断基準を定めていただけるとありがたいなと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 では、続きまして、信用にかかる費用につきまして、NTTドコモ様のほうからコメントいただけることはございますでしょうか。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの夏目です。

信用評価に関しては、信用評価の機関との契約もいろいろあることはあるので、一概にどうとは言えないのですが、基本的に誰が負担しているのかということでいくと、信用機関に照会する側、我々のほうでかかる費用は負担しているということになります。契約の仕方によっていろいろなやり方があるのでそれ以上はなかなか申し上げづらいですけど、負担

者は我々という認識でいます。

一旦以上です。

【相田主査】 では、NTTドコモビジネス様のほうはいかがでしょう。

【NTTドコモビジネス株式会社】 NTTドコモビジネスでございます。

信用評価機関との契約も、今、NTTドコモさんからも御説明がありましたようにいろいろなパターンがありますけども、1件当たり幾らという場合ですとか、年間何件まで定額制といったものとかがあるかと思っております。費用については、通常取引を開始する際に、卸取引に限らずとも実施しているところもありますので、卸元である、あるいは取引を開始しようとしている弊社の費用として、こちらのほうは負担させていただくものと認識しております。

また、海外の企業についての与信調査についても一部取り扱っていただいているような機関もございますので、金額が高くなる可能性はあるかと思えますけれども、全ての国がカバーできているかというところは、今は分かりませんが、一部そういう海外の企業についての信用調査といったスキームもないわけではないのではないかなと思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

山下先生、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【山下専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 では、続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井委員】 藤井でございます。すみません、途中で参加したので、もしかしたら議論があったのかもしれないのですが、与信評価に関して、信用評価という形で提案いただいている会社がNTTドコモさんとNTTドコモビジネスさんとフリービットさんのところに入っているかと思うのですが、この与信審査というのは、お金をちゃんと払えるかどうかという確認にはなっているのかなとは思っているのですが、役務の継続というところで電気通信事業をちゃんとやっているかとか、やる気があるかというところの評価は直接見ることができないかと思うのですが、その辺りは何か評価項目に電気通信事業に関連するビジネスに対する評価結果というのは得られるような状況になっているのか、それとも単にお金がちゃんと払えるかどうかというところの判断だけをしてもらっているのか、この辺りはどういうところなのかを教えてくださいましては可否でしょうか。

【相田主査】 それでは、プレゼンいただいた順で、まずフリービット様から御回答いた

だけですでしょうか。

【フリービット株式会社】 フリービット、高橋です。御質問ありがとうございます。

当社は、現状ではおっしゃるとおり与信審査のために利用させていただいてまして、ただ少なくともこういう信用調査に自社の情報を出すというところと、あと少なくとも決算書は、決算期を1回迎えているということによって情報を得られていますので、そういうところでは事業の継続性という情報に対しても十分活用できるのではないかなと当社は考えております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

続きまして、NTTドコモ様、いかがでしょうか。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの夏目です。

我々も、どちらかというところ卸契約等をする際に、信用調査だけではないですけど、卸契約する上で、費用の支払わないおそれがないかみたいなことで、いわゆる債権保全のガイドラインとか幾つかの要件がありますので、その中で確認をさせていただいています。直接的に信用調査をすればある程度の情報が取れるということと、場合によっては債務の履行の担保ということで預託金であるとか債務保証みたいなものを協議の中でお願いさせていただくというケースも卸契約をするときにはありますので、そういう議論をしていく中で、それでもなお契約して事業をやるんだということであれば、一定程度役務の継続性というのは判断されているんだろうというような解釈も成り立つのではないかなということ、現にそういうことをやっていますので、そういうスキーム自体も活用できないかということ、今回御提案というか、記載したものになります。

一旦以上です。

【相田主査】 では、続きまして、NTTドコモビジネス様、いかがでしょうか。

【NTTドコモビジネス株式会社】 御質問ありがとうございます。今、NTTドコモさんから御説明あったこととほぼ同様ですけれども、電気通信事業に特化した調査項目があるかと言われると、個別に依頼して個別に費用をお支払いすれば調査していただけることは可能かと思えますけれども、一般的に利用している信用評価においては特化した項目はないと思えますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、新たに取引を開始する際に相手の企業体に対しての信用評価をどのようにするかというのを外部的な指標として用いておりますので、一つの方法等にはなるのではないかなということ、御提案させていた

だきました。

以上になります。

【相田主査】 ありがとうございます。

藤井先生、いかがでしょうか。

【藤井委員】 承知しました。分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。5、確認義務の適用除外となる提供番号数のことについて質問します。NTT東日本・西日本さんの御意見が結構印象に残ったのですが、4ページのところで、まず、50番号未満がごくまれであるということと、上限を決めた上で上限までにとどまるような事業を営むことには卸元・卸先事業者双方に運用上の困難があるとお書きになっています。それで、NTT東日本・西日本さんについては、役務継続性が確認できた事業者に対して提供するということが、50番号以下であっても継続性を確認するということが書かれていると思うんですけども、まれであるということとか、上限以下にする申込みには双方に困難があると書いてあることに鑑みて、ほかの事業者さんでも、C o l tテクノロジーサービスさんが事業者の判断で番号数に関わらず確認義務を行うとおっしゃっていただいています。、NTT東日本・西日本さん、C o l tテクノロジーサービスさん以外の事業者さんにお聞きしたいんですが、50番号ということに皆さん賛成となっているんですけど、それよりも少なくするとか、NTT東日本・西日本さんがおっしゃっているような観点で、短くて結構なのですが見解をお聞かせいただければと思います。

【相田主査】 どうしましょう、では、順番に参りましょうか。

まず、ソフトバンクさん、50番号ということについて、何か追加でのコメントをいただけますでしょうか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンク、村岡でございます。

そもそも50番号で申請してくる卸先の事業者様というのは、かなりレアケースだと思っております。御参考までに、ここ半年間の申請数は数百社あったのですが、その中でも一番小さい事業者さんは1,000回線でした。それ以上の数が標準的に我々のところに来るかなと考えておりますというところです。

一旦ここまでの御回答ですが、よろしいでしょうか。

【相田主査】 では、続きまして、楽天モバイル様、お願いいたします。

【楽天モバイル株式会社】 楽天モバイルです。

弊社におきましても、NTTドコモビジネスさん、それからソフトバンクさんと同様に、50番号以下で申請いただくケースは非常にまれということになってございます。ですので、先ほどの資料中にもございますが、同様に当社におきましても実質的には50番号以下で適用除外というこの適用除外のルールを使うケースはほぼないだろうと考えてございます。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。すみません、フリービット様を飛ばしてしましまして、フリービット様、お願いいたします。

【フリービット株式会社】 フリービットでも50番号以下で事業を継続しているところは本当に数社なので大きな影響はないと考えますけども、事業なので、いっぱい売ろうとしたけども結果的に50番号以下になってしまったというところもありますので、そういったところは事業を継続する担保というのを別な確認方法でやる必要があるかなと考えております。

以上です。

【相田主査】 では、続きまして、KDDI様、お願いできますでしょうか。

【KDDI株式会社】 KDDIですが、今手元に定量的なデータがないので何とも言い難いところはあるんですけども、弊社としても、傾向としてはほかの事業者様と同じような傾向ではないかと思っております。ですので、その傾向ですとこの基準をなくすることについてはあまり大きな影響はないのかなと思っておりますが、一方で、個人のお客様に対しては1人10番号までといったようなところがありますので、その辺のところに係る10番号以下といったところになってしまうと個人のお客様のところにも影響がございまして、その辺については御考慮いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

続きまして、NTTドコモ様、お願いいたします。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの夏目です。

弊社としましても直接のデータが現時点で手元にはないのですが、これまでの中で50番号以下で申請されてきた事業者さんはほとんどいないんじゃないかな、まれなのではないかなと思います。

先ほどフリービットさんからお話がありましたが、結果として50番号以下というケースはゼロではないのかもしれませんが、新たに契約しようという段階において50番号以下でという話で申請されてくる事業者さんは、これまであまりいなかったかなと認識しております。

以上です。

**【相田主査】** それでは、NTTドコモビジネス様、いかがでしょうか。

**【NTTドコモビジネス株式会社】** NTTドコモビジネスでございます。

弊社の実績としましては、OABJの卸に関しては、50番号以下という卸先事業者様はおりませんので、比較的番号数はもうちょっと多いお取引が多いです。

ただ、050番号の卸に関しましては50番号以下の卸先の事業者様が一定程度、全体の数で言うと、現状ですと3割程度はございまして、こちらは過去、050番号の普及促進に向けて、特に地方でエリア限定で営業されていらっしゃるケーブルテレビ会社様とかISP様などに対して複合した付加価値提案みたいな形で営業活動もしてきてまして、スタートでまずは始めてみてはといったような提案を行ってきた経緯もありまして、そこからなかなか番号数が伸び悩んでいるという残念なところはあるんですけども、そういう経緯もありまして、050に関しては地方のケーブルテレビ会社様、ISP様に対してということで、今あるという状況でございます。

以上です。

**【相田主査】** ありがとうございます。

河村先生、いかがでしょうか。

**【河村専門委員】** ありがとうございます。今後、委員会の中での議論にはなると思うんですけども、先ほど、例えば49で申請してきたらというような話もあるぐらいなので、皆さんのお話を聞くと50を切らなくてもというか、それをもっと少ない数にしてもそれほど影響がないのではないかとということと、そうすることで擦り抜けてしまう可能性も低くなるのではないかとこのように感じましたので、また後の議論のときに御意見を申し上げます。

**【相田主査】** ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

**【齊藤番号企画室課長補佐】** 相田主査、事務局でございます。よろしゅうございますでしょうか。

【相田主査】 お願いします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 河村先生から御指摘いただきました50番号以下のケースで、特にNTT東日本・西日本様からプレゼンいただいたように50番号以下であっても役務継続性の確認をしていくということで、C o l tテクノロジーサービス様もそうですが御意見をいただいているところもございます。この点、これまでご議論いただきまして、番号の有限希少性と警察庁様から頂いている番号利用停止数等を踏まえると、犯罪に利用される恐れはあまり高くないことを前提に50というボーダーで切らせていただいているということが今回の制度の設計の考え方となっておりますので、その意味でいうと、50番号以下にさらに詐欺のおそれがあるということで役務継続性の確認をしに行くというのは、趣旨としては少し過剰に対応しているのではないかなというように我々としては今のところ考えているところでございます。

また、NTT東日本・西日本はじめ、基礎的電気通信役務を提供している事業者や、また公益事業に関する認定を受けている認定事業者は、役務提供義務の規律がかかってございます。その観点でも少し整理、検討していく必要があるかなと、今、事務局として考えてございます。またよくよく論点整理をしていく中で、整理を進めていければと考えてございます。御意見をいただきましてありがとうございます。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もし本日の会合が終わりました後に追加での御質問、御意見等がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

続きまして、議題（2）その他ということで今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御議論いただきありがとうございます。

次回の電気通信番号政策委員会は7月18日金曜日、15時から開催予定でございます。詳細については、事務局より別途御連絡させていただきます。

また、今、相田主査からありましたとおり追加の御質問等がございましたら、7月9日水曜日までに事務局までお寄せいただければと存じます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で事務局に御用意いただきました議事は終了いたしましたけれども、追加での発言

の希望がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にございませんようですので、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第40回会合を閉会させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただき、活発に意見交換等をいただきましてありがとうございました。